

第142回

山梨県都市計画審議会

議案書

平成24年2月15日

第142回 山梨県都市計画審議会

審議案件

1. 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく
特殊建築物の位置について

昭和町 産業廃棄物中間処理施設

2. 峡東都市計画道路の変更(山梨県決定)について

3・4・8号 山梨市駅南線外1路線



第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に
基づく特殊建築物の位置について
(昭和町 産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく特殊建築物の位置について（産業廃棄物処理施設）

名 称	位 置	敷地面積	備 考
株式会社 甲信エコセンター 産業廃棄物 中間処理施設	中巨摩郡 昭和町築地 新居字大神 1683-9 (工業専用地 域内)	2,319.46m ²	許可対象行為 がれき類の破砕 (処理能力 200.60t/日)

申請理由：循環型社会の構築に向け、産業廃棄物を再資源化するための中間処理施設を更新する。

申請概要①

- 1 申請者住所：山梨県中巨摩郡昭和町築地新居1683-9
申請者氏名：株式会社 甲信エコセンター
代表取締役 早川 あけみ
- 2 建築物の概要：既存建築物 破砕施設の更新
容積率 75.13% < 200% 建ぺい率 53.83% < 60%

	建築物名称	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積
	処理施設棟	3	鉄骨造	13.15 m	1,742.73 m ²	1,248.74 m ²

※ 上記の内、賃貸契約により1階部分のみを使用
(1階床面積: 1,237.05m²)

申請概要②

行為の概要

(1) 産業廃棄物を再資源化するための中間処理施設の設置を行う。

(2) 処理概要: がれき類の破碎
(処理能力200. 60t/日) 許可対象

※ 廃プラ類及び紙くず・木くず等の破碎は許可対象外

(3) 作業時間 AM8:00～PM5:00

申請概要③

許可対象行為

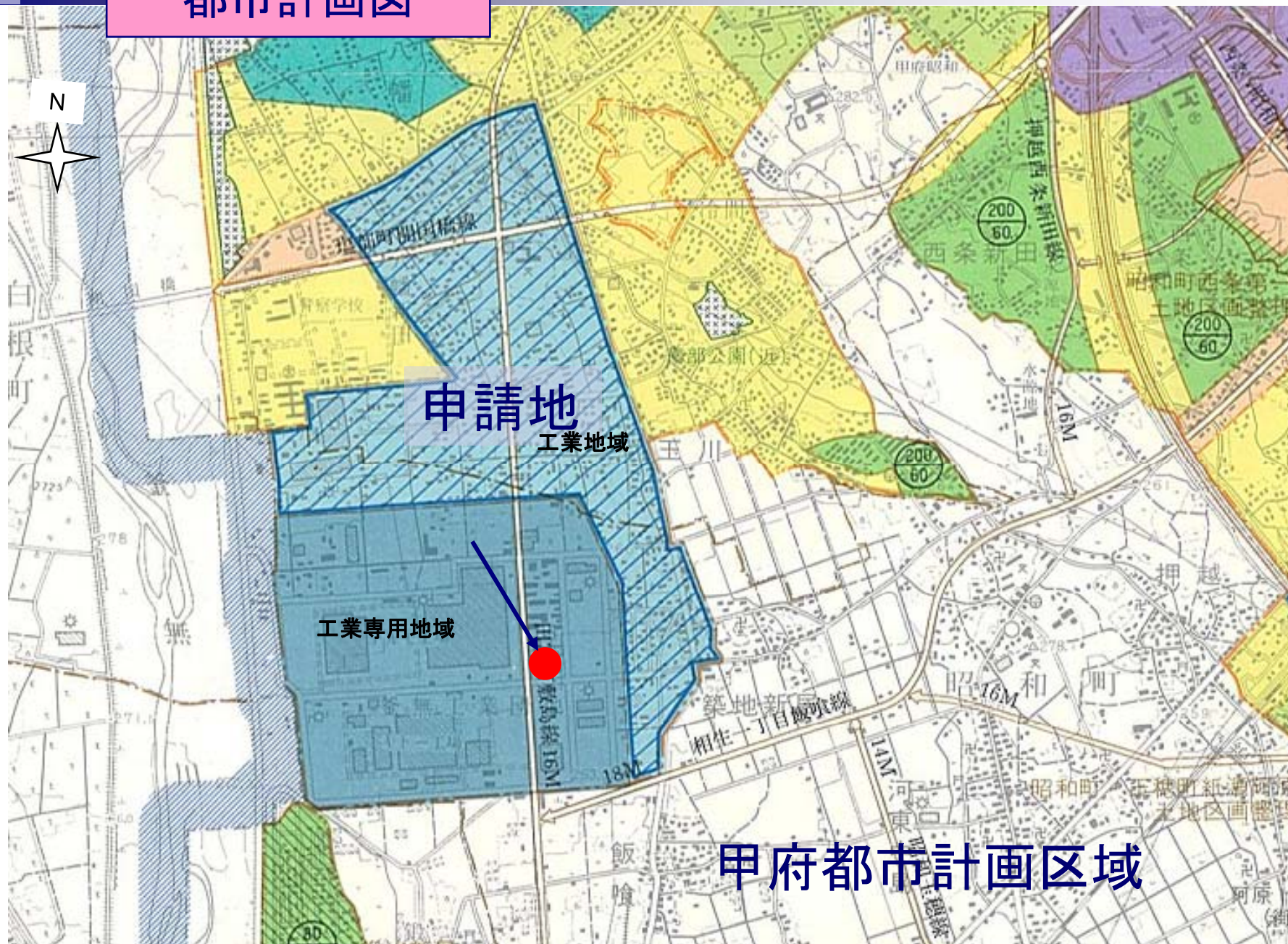
当該処理施設は、建築基準法第51条本文の都市計画において、その敷地の位置の決定が必要なその他政令（建築基準法施行令第130条の2の2第2号イ）で定める処理施設のうち、次に掲げるものが該当したため、平成17年に都市計画審議会の議を経て許可した施設である。

廃棄物処理法 施行令 第7条	産業廃棄物の種類 と処理方法	処理能力	許可対象	
			処理能力	緩和措置 (工業専用地域)
第8号の2	がれき類の破砕	108.79t/日	≥5t/日	≥100t/日

本許可申請は、その施設を更新し、許可が不要な政令（建築基準法施行令第130条の2の3第6号）で定める範囲を超えるため対象となる。

	がれき類破砕
H17年許可時	108.79t/日
本申請更新施設	200.60t/日
51条対象	処理能力が前回許可を受けた能力の1.5倍以上のため 対象
	$108.79t \times 1.5 = 163.20t < 200.60t$

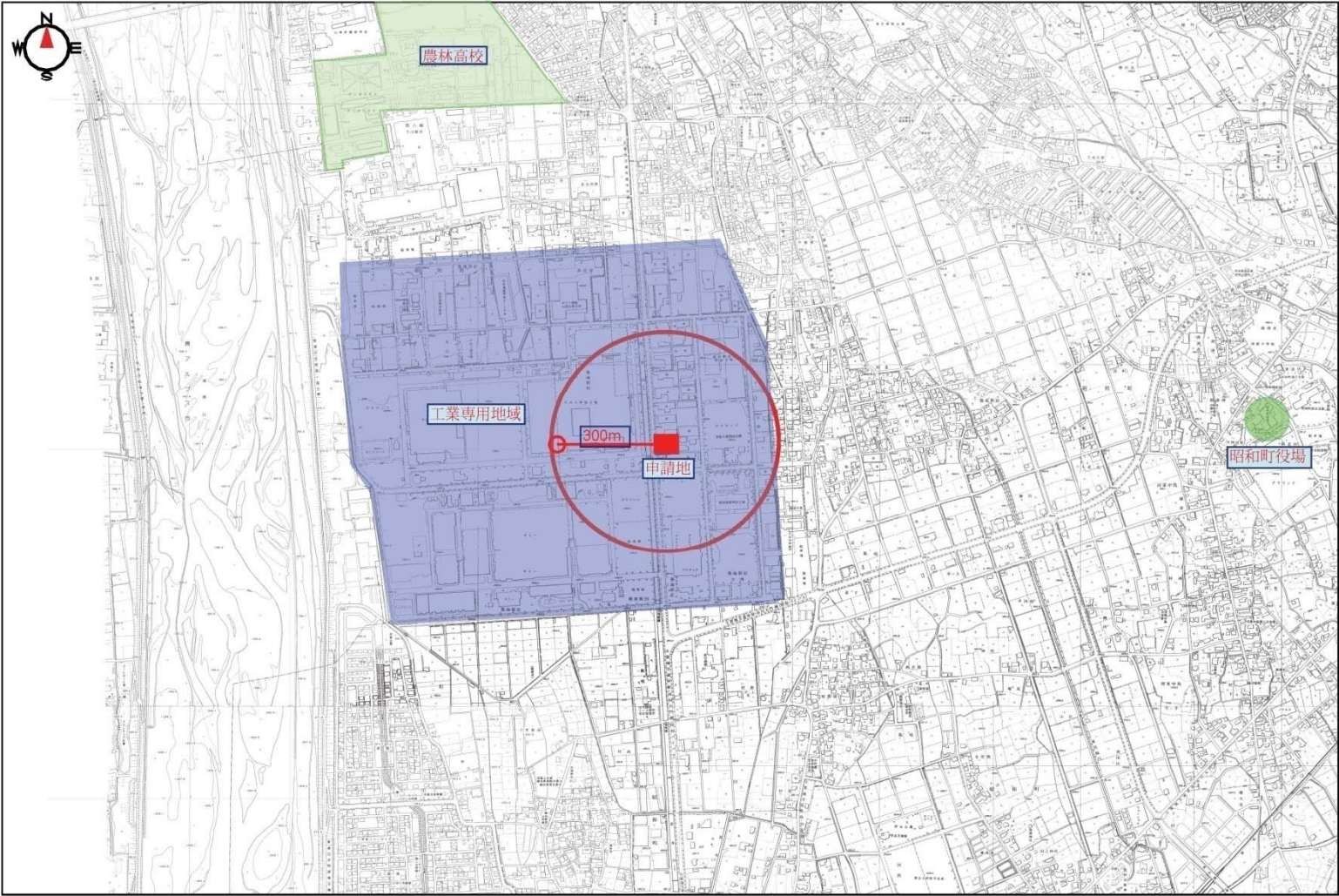
都市計画図



甲府都市計画区域



周辺状況図

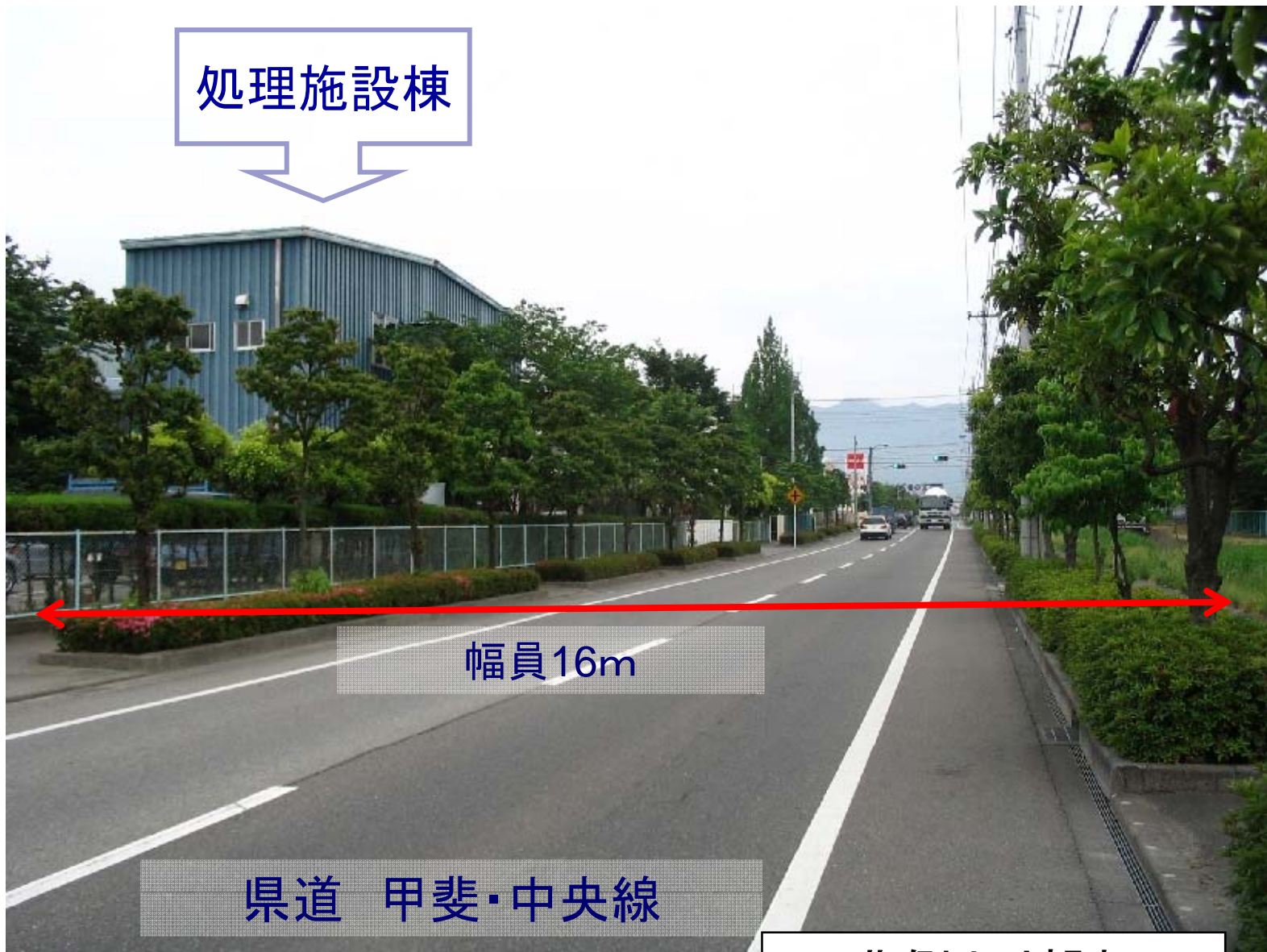


0 900m
1:9,000

周辺状況写真(1)



南西側より望む



処理施設棟

幅員16m

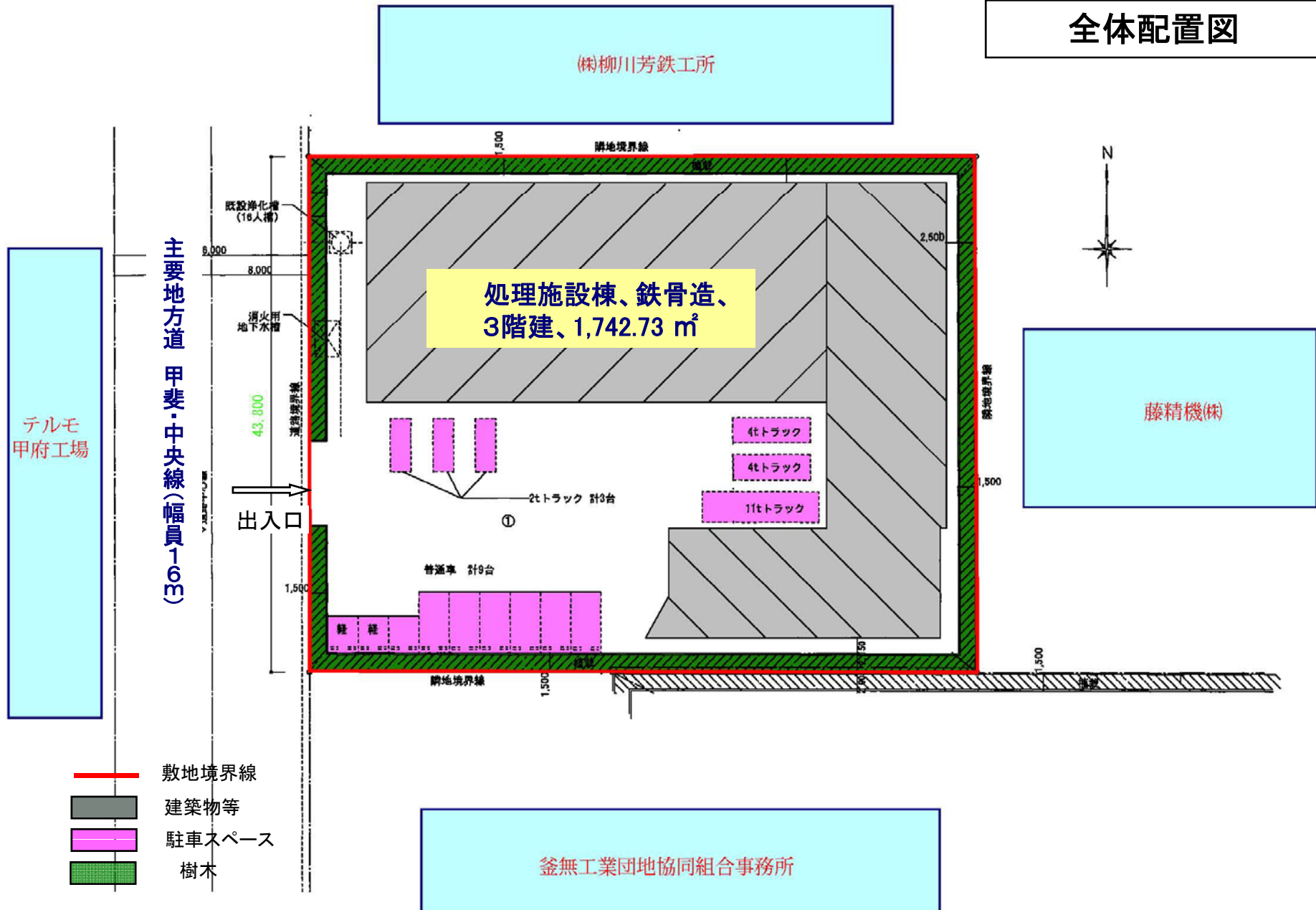
県道 甲斐・中央線

北側より望む

処理施設棟写真



全体配置図



テルモ
甲府工場

主要地方道 甲斐・中央線(幅員16m)

(株)柳川芳鉄工所

処理施設棟、鉄骨造、
3階建、1,742.73 m²

藤精機(株)

釜無工業団地協同組合事務所

- 敷地境界線
- 建築物等
- 駐車スペース
- 樹木

(株)甲信エコセンター廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

1 位置の妥当性について

- 昭和町都市計画マスタープランでは、釜無工業団地周辺を昭和町における工業ゾーンと位置づけ工業系市街地の純化に努める地域としている。当該敷地は、この地域に属し、甲府都市計画区域内の工業専用地域内にある。
- 敷地周囲300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。

2 搬出入路の妥当性

- 申請敷地西側の主要地方道甲斐・中央線は、歩道の整備された両側2車線の幅員16mの道路であり、十分な幅員を有している。また、当該道路は、北側はアルプス通りへ、南側は主要地方道甲府・市川三郷線にアクセスしている。
- 当該計画では、1日35台(2t車:15台、4t車20台)程度の搬出入車輛を見込んでいる。搬出入経路はいずれも工業団地内の整備された街区の幹線道路であるため、交通量への影響は少ないものと考えられる。
- 搬入車輛が集中した場合の渋滞回避対策として、敷地内に待機スペース(大型1台、4t車2台、2t車3台、普通車9台)を確保し、搬入前に事前連絡を行うこととしている。

3 施設計画の妥当性

- 廃棄物は、1日最大で74.3m³搬入されるが、建物内には保管場所が合計で409m³あり、十分な容量があるため、支障ない。
また、搬出入路の妥当性で述べているとおり、駐車・待機スペースとも適切に計画されている。
- 敷地内の緑化率は11.86%で山梨県緑化条例の基準である5%以上を十分満たしているため、景観上も支障ない。
- 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成23年12月12日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。

4 環境公害対策の妥当性

- 本施設の稼働に伴う排ガスの発生要因がなく、建物内で飛散防止のため散水を行うが、廃棄物が湿る程度で汚染された排水の発生はない。また、臭気を発生する廃棄物も扱わないため、悪臭の心配もない。
- 騒音及び振動については、山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議において、釜無工業団地に隣接する地区への影響について、第三者機関による生活環境影響調査を行っており、結果は次のとおりで、その地区の基準値の範囲内である。

環境測定予測値

調査事項	調査項目	区域	基準値	予測値
騒音	騒音レベル	第3種区域	65dB	55dB
振動	振動レベル	第2種区域	65dB	39dB

※ 処理施設設置後、建築住宅課が立会いし、騒音・振動についての環境影響調査を行う。

5 地元住民等との合意形成等

- 平成24年1月17日開催の昭和町都市計画審議会の議を経て、昭和町長より「支障ない」旨の意見が出されている。
- 廃棄物処理施設の更新について、隣接土地所有者、地元区（築地新居区）への説明がなされており、同意書により合意済みである。